

議案第36号

葛飾区郷土と天文の博物館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年2月15日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

博物館法の改正に伴い、規定の整備をする必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区郷土と天文の博物館条例の一部を改正する条例

葛飾区郷土と天文の博物館条例（平成3年葛飾区条例第7号）の一部を次のように改正する。

第17条中「第20条」を「第23条」に改める。

第18条第1項中「第22条」を「第25条」に改める。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。